

# 台湾企業の源流としての合股 —『台湾私法』の所説を中心として—

後藤武秀

## 一 はじめに

今日の台湾会社法は、不特定多数の株主の出資による資本の形成という近代会社法の原則を採用している。確かに、このような資本形成形式によって成立している企業も多数あるが、しかし台湾の企業は大企業であれ中小企業であれ、同族による出資、あるいは同郷の者による出資という形態をとることも多い。むしろそれが台湾の企業の特徴であるといっても決して過言ではないであろう。したがって、台湾会社法では、不特定多数の者の出資による資本形成という原則を採用しながらも、一方において証券取引法で、主務官庁の認める場合を除き配偶者、2親等以内の親族で取締役の過半数を占めてはならず、監査役についても主務官庁の許可のある場合を除き配偶者、2親等以内の親族を加えてはならないとし、同族による会社支配の弊害を回避するための規制を行っている<sup>(1)</sup>。

ところで、台湾の企業はなぜ同族による出資という形式をとることが多いのであろうか。そこには、伝統的な企業の形式が大きく関係しているように思われる。そこで、本稿では伝統的に台湾に存在してきた企業の形式である合股について見てみようと思う。合股についての研究は、日本統治時代に多く行われたが、近年ではほとんど行われていない<sup>(2)</sup>。そこで、本稿では、合股研究の基礎作業として、日本統治時代の研究の成果とも言うべき『台湾私法』に紹介されたところをまとめておくこととする。

## 二 『台湾私法』における合股の分析

### 1 合股の概要

合股というのは、数人が出資を為し、共同の事業を営むことを目的とする契約を言う<sup>(3)</sup>。『台湾私法』によると、合股の起源は、相続制度と密接に関係している。すなわち、中国においては男子均分相続が広く認められており、父母が死亡するとその子孫が公業、墓地等を除き残余の財産を相続人間で分配する。ところが被相続人が商業を営んでいた場合、これを相続人間で分割するとなると明らかに不利益であることから、これを分割せずに相続人が共同してその商業を継続することに淵源を發する。台湾における合股は、中国から伝来したものとされるが、『台湾私法』編集時期には、2通りの変遷を経てきている。第1は、従来のものよりも精密で合理的な規約を有するようになったものであることである。第2は、台湾領有後日本内地の民法商法の影響を受け、精密な規約を有するものが現れていることである。その結果、台湾においては、合股は、旧来の慣習によるもの、第1の変遷を経たもの、第2の変遷を経たものの諸形態が存在しているが、多いのは旧来の慣習によるものである<sup>(4)</sup>。

合股は、大別して商業を営むことを目的とするものと、商事以外の事業、例えば開墾、漁業等を

営むために数人が出資するものに分けることができるが、これは経営する事業の性質による分類であり、合股の組織方法、出資者である股東の責任は同一である。

ここでは、台湾企業の源流を知るという観点から商事に関する合股について、台湾私法の指摘するところをまとめておこう。

## 2 合股の性質

商事に関する合股は、数人が出資し、共同の店号をもって商業を営むことを目的とする契約である。共同の店号をもって商業を営む点に商事に関する合股としての特色があるが、数人が出資して共同の事業を営むという点では商業以外の事業を営む合股と変わらない。以上の概念に示された各項目を詳細に見ると次のようになる。

- 1) 合股は契約である。契約の当事者を股東と称し、股東は2人以上あればよい。当事者相互間において債権債務関係は発生するが、合股が法人であるという観念はなく、したがって合股財産は全て当事者の共有であり、合股が当事者（股東）から独立して合股財産を有することはない。合股財産はすべて股東の共有である。
- 2) 股東は全員出資の義務を負い、出資しない股東はいない。出資は金銭等であり、信用、労務を出資とすることは旧慣には存在しない。
- 3) 合股は商業を営むことを目的とする。継続的に利益を得ることを目的としている点では、個人としての商人と変わりはない。
- 4) 合股は店号をもって商業を営む。個人営業の場合は店号を有するかどうかは営業者の自由であるが、合股の場合は必ず店号を有する。合股の取引は店号を用いて行われ、股東の名をもって行われることはない。この点で、合股は外部に対しては多少独立した存在のように見える。

以上に見られる特徴を述べた後、合股はその本質において組合であると論じる。すなわち、合股財産は各股東の共有であり、股東は外部との取引に対し直接責任を負う。換言すれば、合股は法人でないから合股が外部との取引について権利主体となることはなく、あくまでも各股東が権利主体となる。そして、どのような組合であるかについては、外部に対して店号をもって営業を行い、形式上独立の存在であるのでローマ法の組合と同一ではない。この点でドイツ法の合名会社、イギリス法の組合に類似するが、合股財産が股東の共有である点では、ドイツ法、イギリス法よりもローマ法の共有の観念であるとする。

次に、当時の日本内地法の組合と会社との比較を試みる。

先ず、合股と組合との相違について次のように述べる。

組合と同様であるのは、当事者間に債権関係を生ずること、および合股財産は当事者である股東の共有に属することである。組合と同一視できない点として3点を指摘する。

第1は、組合の場合は全組合員間に債権関係を生ずるだけであり、外部に対しては組合員は他の組合員または業務執行者によって代理されるにすぎない。ところが合股の場合は、店号を有しており、形式的に独立した形態を有するので、合股の代表機関である家長は合股の店号をもって第三者と法律行為を行う。

第2に、組合の業務の執行は組合員または組合契約をもって委任した業務執行者の過半数によって決せられるが、合股の場合は、通常1人の家長が合股の営業に関する一切の業務を執行し、しかも家長は必ずしも股東であることを要しない。この点が合股に特徴的な仕組みでもある。

第3に、当事者の脱退事由、解散事由等に差異がある。組合の場合は組合員はいつでも脱退することができるが、合股の場合は、股東が股份を第三者に譲渡して脱退しようとするときは他の股東

全員の合意を必要とする。解散についても股東の一致した議決により行われる。

次に会社との相違については、いずれも商業を営む点では変わりがないが、会社が法人であるのに対して合股は法人格を有しない点に差異がある。会社の各種の形式と比較すると次のようになる。

合名会社と比較すると、合名会社の場合は各社員は会社の債務に対して連帯無限の責任を負うが、合股の場合は合股財産によって合股の債務を完済することができない場合、股東は自己の持分に応じて無限の責任を負う。また、合名会社では各社員は業務を執行する権利を有し義務を負うが、合股の場合は、家長が業務執行に当たり、他の股東は業務執行に当たらない。

合資会社と比較すると、合資会社では無限責任社員と有限責任社員とから成立し、その責任が異なるが、合股の場合は、股東の責任は同一であり、合股の債務に対し持分に応じて無限に責任を負う。

株式会社と比較すると、株式会社では株主は所有する株式の範囲において責任を負うが、合股の場合は、すでに叙述したように持分に応じて無限責任を負う。業務の執行については家長は株式会社における取締役と類似した行為を行う。

### 3 股東の権利義務について

『台湾私法』は合股の各側面について詳細な検討を加えるが、ここでは股東の権利義務関係について見ておこう。

先に見たように股東は股東としての資格において合股を代表したり業務を執行したりすることはない。必ず家長を選任し、業務は家長に委任して行われる。そこで、股東に認められる権利はどのようなものがあるかを整理しておく必要がある。

股東の有する重要な権利は、利益の配当を受ける権利と、重要事項に関する議決権である。利益の配当は営業年度末に合股の利益より股份に応じて各股東に分配される。その点では株式会社における配当と類似するが、股東は受けるべき配当を合股に据え置き、そこから生計の必要に応じて持ち出すこともある。また、股東は配当のうちの一部を合股に積み立てることもある。利益配分の方式は合股によって多様であるとみてよい。

次に、重要事項に関する議決権について見てみると、通常営業に関する事項は家長に一任されるが、営業に関する重要事項および営業以外に関する事項については、股東全員一致の議決を要する。持分による多数決の原則は採用されない。

営業に関する重要事項とは、店舗の貸借、金銭の貸借、合股財産の処分、退股者に払い戻す股額の決定などであり、これらは股東全員の一致によって決せられる。

家長の任免は股東全員の一致によって行われるが、使用人については家長に選任が委ねられるのが普通である。しかし、家長の選任した使用人が不相当であると判断したときは、家長の意に反して罷免することができるが、その場合も股東全員の同意による。

合股の解散については、当然のことながら股東全員の同意を要する。

次に、股東は業務執行の監督権を有しており、財産状況の監督、帳簿の検査を行い、必要な場合には股東の総意により家長を解任することができる。

退股または解散の際に、股分の払い戻しを請求する権利を有する。もっとも、破産（倒号）の場合には自己の股份を持ち出すことはできない。

股東の義務については、出資の義務と損失負担の義務がある。

股東は合股契約に基づき出資の義務を負う。出資は、通常金銭によって行われるが、商品、営業用の家具などの動産によって出資することもある。しかし、不動産、信用、労務を出資とすること

はない。不動産は、台湾では極めて高価であり、これを出資して合股の共有財産とすることは慣例として存在しない。また、家屋は祖先の神主を安置するところでもあるので、これを共有することもない。

損失負担の義務は、股東に求められる義務である。股東はその股份額に応じて合股の損失を負担する義務を負うが、各股東は連帯債務を負担するものではない<sup>(5)</sup>。したがって、各股東間に求償関係は生じない。

### 三 結びに代えて

合股は、家業として行われてきた商業を次世代に継承していくために相続対象として分割することなく維持していくことに源を発する。結果的に、台湾において、同族の出資による商業経営という現象をもたらした。原則として、各股東は出資を行うだけで経営には直接関与しないが、重要事項については決定に関与する。また、合股の債務については連帯責任を負うことはないと言われる。

合股については日本統治時代の裁判例は比較的少ないが、合股という商業の形式そのものが台湾社会の特徴の一局面であると考えられるので、何が裁判で争われたかなど、合股をめぐる紛争については、別の機会に検討したい。

- (1) 井上貴也「アジア経済のグローバル化と会社法改正—韓国・台湾の改正動向を中心に—」東洋大学アジア文化研究所・アジア地域研究センター編『アジアの経済発展と伝統文化の変容』2007年、84頁を参照。
- (2) 例えば、石坂音四郎「台湾の合股に就て」法院月報2巻9号、1908年、上内恆三郎「合股ノ旧慣（1）、（2）」法院月報3巻2号、6号、1909年、小林里平「合股字を紹介す」法院月報3巻11号、1909年、堀田真猿「商事合股と民事合股の異同」法院月報4巻11号、1910年、瀧野種孝「合股令案に就て」台法月報5巻3号、1911年、加古川清一「合股令案私見の一二」台法月報5巻5号、1911年、野津三次郎「再び合股令案に就て」台法月報5巻6号、1911年などが日本統治時代の研究であり、近年の台湾の研究では、王泰升「台湾企業組織法之初探與省思」『商法專論—頼英照教授五十歳生日祝賀論文集—』41頁以下、1995年（王泰升『台湾法律史的建立』1997年、281頁以下に再録）がある。
- (3) 臨時台湾旧慣調査会編『台湾私法第3巻下』1911年、124頁。
- (4) 裁判所は合股について、「台湾の慣習上合股ナルモノハ数人カ出資ヲ為シ共同ノ店号ヲ以テ事業ヲ営ムヲ目的トスル契約ニシテ合股字ヲ作り事業ノ目的、店号、各股東ノ氏名、資本ノ総額、各股東ノ出資額ヲ記載シ各股東ニ於テ署名捺印スルヲ通例トシ外部ニ対シテハ一定ノ営業所ヲ設ケ家長ヲ定メ各股東ニ於テ出資ヲ為シ合股財産ヲ組成シ合股カ其店号ヲ以テ営業ヲ為」（大正7年控326号、『台湾総督府覆審・高等法院判例』1,293頁）すものであると言う。
- (5) 台湾の慣習において、組合の場合は組合員は、「本島人間ニ組合員ノ責任ハ連帯ナリトス」（明治42控405号、『台湾総督府覆審・高等法院判例』1,289頁）、「各組合員ハ慣習上公司ノ債務ニ対シ連帯ノ責任ヲ負フ」（明治43控221号、『台湾総督府覆審・高等法院判例』1,289頁）とあるように、連帯責任を負う。合股の場合は、連帯責任はないというのが台湾私法の立場であるが、裁判所は、「合股営業上ノ債務ニ付テハ合股員連帯シテ其責ニ任スヘキモノトス」（明治44、控247号、『台湾総督府覆審・高等法院判例』1,290頁）とする判決を示しており、見解が異なっている。